

出荷できずに滞留した原木の保管・運搬を支援します

【令和2年度 輸出原木保管等緊急支援事業】

《支援事業の趣旨》

新型コロナウイルスの感染拡大により、輸出用原木の滞留、住宅建築の遅れが発生しているほか、経済全体の低迷により国内外で木材需要が減少し、製材・合板工場の減産、原木在庫の増加、更には原木の入荷制限や価格の下落といった事態が生じており、原木生産等をされる事業者の皆様の事業継続に影響が生じています。

輸出用原木が国内市場に流れると更なる価格下落が生じること、また出荷できずに林内等に滞留している原木をそのままにしておけば、品質が劣化し、需要回復時に出荷できなくなることから、本事業では、**滞留する原木を一時保管する際の掛かり増し費用**を支援します。

《助成経費・助成額等》

項目	対象経費	助成額（上限）
①一時保管場所確保助成金	原木の一時保管場所の 土地の借り上げ等の経費	舗装：100円/m ² ・月 未舗装：50円/m ² ・月
②一時保管場所確保整備助成費	一時保管場所として借り上げた土地の 砂利敷等の仮設整備の経費	1,695円/m ²
③原木流通助成金	一時保管場所まで運搬するための 運搬、積込み、積卸し、はい積みの経費	1,500円/m ³
④品質劣化対策等助成費	原木の 防腐処理等の経費 原木の 樹皮除去の経費	防腐：170円/m ² 剥皮：1,382円/m ³

※令和2年4月以降の取組に要した経費を支援します。

※輸出用原木については、貿易港での取組は助成対象となりません。

《対象原木》

輸出用原木・国内需要向け原木が対象

《助成対象者》

- ◆ 素材生産者や森林組合など、原木を生産する事業者及びその組織する団体
- ◆ 素材生産者等から原木を買い取り、出荷のために保管する事業者等

《申請から助成までの流れ》

